

法人会は税のオピニオンリーダーとして
企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し、
国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体である

宮 MIYABITO びと

公益社団法人 宇都宮法人会

■CONTENTS

新年賀詞交歓会	2
税務署だより	3
税制改正のあらまし	4
新会員紹介	6
企業紹介	8
青年部会	10
女性部会	11
社会貢献事業	12
税の百人一首	13
税理士会	14
医師が語る健康のお話	15
会員の声、事業予定	16

表紙写真提供：竹末 次夫（広報委員長）

盛大に宇都宮法人会新年賀詞交歓会



表彰者一覧

叙 勲

旭日双光章	協和重機車輛株式会社 阿 部 健 三 様
旭日双光章	大幹建設株式会社 入 江 和 夫 様
旭日双光章	株式会社山仁 大 橋 一 雄 様

表 彰

関東信越国税局長表彰	中村土建株式会社 渡 邊 勇 雄 様
関東信越国税局長表彰	株式会社横倉本店 横 倉 正 一 様
宇都宮税務署長表彰	有限会社エスケーコンサルタンツ 塩 濱 茂 夫 様
宇都宮税務署長表彰	株式会社ロココ企画装飾 矢 治 和 之 様
宇都宮税務署長表彰	株式会社 ABE 阿 部 久 男 様
宇都宮税務署長表彰	株式会社オースタム 鈴 木 俊 江 様

去る1月15日午後5時30分より、市内大通り「ホテルニューイタヤ」において恒例の新年賀詞交歓会を開催し、栗原茂雄宇都宮税務署長や友誼団体の幹部を含め295名が参集し盛大に行われた。当日はパーティーに先立ち、昨年叙勲、褒章並びに国税関係の表彰を受けられた会員各位に対し、会長より記念品が贈呈された。

法人会は、税のオペニオンリーダーとして企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体として活動してまいります。



宇都宮税務署 署長
栗原 茂雄 氏



宇都宮市長
佐藤 栄一 氏



(公社)宇都宮法人会 会長
黒本 淳之介 氏



〈贈呈式風景〉



宇都宮間税会 会長
田嶋 章夫 氏

税務署
だより

宇都宮税務署からのお知らせ

軽減税率制度への対応には 準備が必要です!



2019年10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられるのと同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。軽減税率制度の実施に伴い、消費税等の税率は、軽減税率（8%）と標準税率（10%）の複数税率となります。

軽減税率（8%）の対象品目は、

- 酒類・外食を除く飲食料品
- 週2回以上発行される新聞（定期購読契約に基づくもの）

POINT



軽減税率制度は、すべての事業者の方に関係があります。

特に、飲食料品を取り扱う（販売する）事業者の方は、税率ごとの商品管理やレジ・受発注システムの整備などの事前準備に相応の時間が必要な場合があります。早めの準備をご検討ください。

〈消費税軽減税率制度説明会のご案内〉

消費税軽減税率制度説明会を下記の日程で開催しますので、是非、この機会にお越しください。

開催日	開催時間	開催場所等	定員	留意事項
2019年 4月 8日(月)	①10:30~11:40 ②13:00~14:10	宇都宮市西川田町805-1 姿川地区市民センター 学習室1	各 39名	
2019年 4月 11日(木)	①10:30~11:40 ②13:00~14:10	宇都宮市中央1-1-13 中央市民活動センター 404学習室	各 38名	※駐車場はございません。ご来場の際は、公共交通機関等をご利用ください。
2019年 4月 19日(金)	①10:30~11:40 ②13:00~14:10	河内郡上三川町大字上三川3970 上三川町中央公民館 3F小会議室	各 18名	
2019年 4月 23日(火)	①10:30~11:40 ②13:00~14:10	河内郡上三川町大字上三川3970 上三川町中央公民館 3F小会議室	各 18名	
2019年 5月 20日(月)	①10:30~11:40 ②13:00~14:10	宇都宮市中岡本町3221-4 河内地区市民センター 学習室5	各 39名	
2019年 5月 23日(木)	①10:30~11:40 ②13:00~14:10	宇都宮市中今泉3丁目5-1 東市民活動センター 第5会議室	各 36名	
2019年 5月 28日(火)	①10:30~11:40 ②13:00~14:10	河内郡上三川町大字上三川3970 上三川町中央公民館 3F小会議室	各 18名	
2019年 5月 30日(木)	①10:30~11:40 ②13:00~14:10	宇都宮市大谷町1059-5 城山地区市民センター 学習室4	各 39名	
2019年 5月 31日(金)	①10:30~11:40 ②13:00~14:10	河内郡上三川町大字上三川3970 上三川町中央公民館 3F小会議室	各 18名	
2019年 6月 3日(月)	①10:30~11:40 ②13:00~14:10	宇都宮市中央1-1-13 中央市民活動センター 404学習室	各 38名	※駐車場はございません。ご来場の際は、公共交通機関等をご利用ください。
2019年 6月 5日(水)	①10:30~11:40 ②13:00~14:10	宇都宮市下平出町158-1 平石地区市民センター 学習室1	各 39名	
2019年 6月 6日(木)	①10:30~11:40 ②13:00~14:10	宇都宮市岩曽町825-1 豊郷地区市民センター 学習室3	各 33名	
2019年 6月 13日(木)	①10:30~11:40 ②13:00~14:10	河内郡上三川町大字上三川3970 上三川町中央公民館 3F小会議室	各 18名	
2019年 6月 14日(金)	①10:30~11:40 ②13:00~14:10	河内郡上三川町大字上三川3970 上三川町中央公民館 3F小会議室	各 18名	
2019年 6月 24日(月)	①10:30~11:40 ②13:00~14:10	宇都宮市新富町9-4 雀宮地区市民センター 学習室2	各 30名	

○事前登録の必要はありませんが、混雑の状況等により、受講いただけない場合がありますので予めご了承ください。

○説明会終了後、簡単なアンケートを実施しますので、筆記用具をご持参ください。

【説明会に関するお問い合わせ先】 宇都宮税務署 法人課税第一部門 TEL 028-621-2153（ダイヤルイン）

Ⅳ その他

1 消費税率の引き上げに伴う対応

平成31(2019)年10月の消費税率10%への引き上げに際し、経済に影響を及ぼすことがないよう、自動車と住宅に関する税制上の支援措置が講じられます。

(1) 自動車に係る措置

消費税率引き上げ後に購入した新車から、小型乗用車を中心に、自家用乗用車(登録車)に係る自動車税の税率が恒久的に引き下げられます。

また、消費税率が引き上げられる10月1日から自動車取得税が廃止され、新たに環境性能割が導入されますが、自動車の取得時の負担感を緩和するため、平成31(2019)年10月1日から平32(2020)年9月30日までの間に自家用乗用車(登録車および軽自動車)を取得した場合、環境性能割の税率が1%分軽減されます。

自動車税の税率引き下げ

税率区分	引き下げ幅
660cc超1,000cc以下	4,500円/年
1,000cc超1,500cc以下	4,000円/年
1,500cc超2,000cc以下	3,500円/年
2,000cc超2,500cc以下	1,500円/年
2,500cc超	1,000円/年

適用時期

平成31(2019)年10月1日以後に取得する自家用乗用車について適用されます。

(2) 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の特例の創設

住宅借入金等特別控除は、個人が住宅借入金等を利用してマイホームの新築、取得又は増改築等を行い、一定の要件を満たした場合、その取得等に係る住宅借入金等の年末残高(一般住宅の場合は4,000万円が限度)の1%を10年間、税額控除が適用できる制度です。

改正案では、個人が消費税率10%が適用される住宅を取得し、平成31(2019)年10月1日から平成32(2020)年12月31日までの間に居住した場合、住宅借入金等特別控除の控除期間が現行の10年間から13年間に3年間延長されます。

なお、11年日以降の3年間については、消費税率2%引き上げ分の範囲で控除額の上限が設けられ、①住宅借入金等の年末残高(4,000万円(注)を限度)の1%、②建物購入価格(税抜4,000万円(注)を限度)の3分の2%、のいずれか少ない金額の税額控除が適用できます。

(注) 長期優良住宅、低炭素住宅、東日本大震災の被災者等に係る再建住宅の場合は、借入金年末残高の上限や建物購入価格の上限は、5,000万円となります。

住宅借入金等特別控除の概要

【現行】(1～10年目)

住宅区分	税制措置
一般住宅	住宅借入金等の年末残高(4,000万円を限度)×1%
認定長期優良住宅 認定低炭素住宅	住宅借入金等の年末残高(5,000万円を限度)×1%
東日本大震災の被災者等に係る再建住宅	住宅借入金等の年末残高(5,000万円を限度)×1.2% (居住年により、住宅借入金等の年末残高の限度額が異なります)

【改正案】(11～13年目) ※1～10年目は現行制度が適用されます。

住宅区分	税制措置
一般住宅	① 住宅借入金等の年末残高(4,000万円を限度)×1% ② 建物購入価格(税抜4,000万円を限度)×2%÷3
認定長期優良住宅 認定低炭素住宅	① 住宅借入金等の年末残高(5,000万円を限度)×1% ② 建物購入価格(税抜5,000万円を限度)×2%÷3
東日本大震災の被災者等に係る再建住宅	① 住宅借入金等の年末残高(5,000万円を限度)×1.2% ② 建物購入価格(税抜5,000万円を限度)×2%÷3

(注) ①、②のいずれか少ない金額の税額控除が適用できます。

適用時期

消費税率10%の住宅を取得し、平成31(2019)年10月1日から平成32(2020)年12月31日までの間に居住の用に供した場合に適用されます。

2 地方法人課税における新たな偏在是正措置

地域間の財政力格差の拡大、経済社会構造の変化を踏まえ、特別法人事業税(仮称)、特別法人事業譲与税(仮称)が創設されます。

① 特別法人事業税(仮称)

消費税率10%段階において、法人事業税(所得割・収入割)の一部(法人事業税の約30%)が分離され、特別法人事業税(仮称)(国税)とされます。

② 特別法人事業譲与税(仮称)

特別法人事業税(仮称)の税収(全額)が都道府県に譲与されます。人口を譲与基準として、不交付団体に対して譲与制限の仕組みが設けられます。

適用時期

①の改正は平成31(2019)年10月1日以後に開始する事業年度から、②の改正は平成32(2020)年度から適用されます。

3 森林環境税(仮称)、森林環境譲与税(仮称)の創設

森林整備等に充てる財源の確保のため、森林環境税(仮称)と森林環境譲与税(仮称)が創設されます。

① 森林環境税(仮称)

国内に住所を有する個人が国税として年額1,000円が課され、個人住民税とあわせて賦課徴収されます。

② 森林環境譲与税(仮称)

森林環境税(仮称)の収入額に相当する額を市町村と都道府県に譲与し、森林整備の費用等に充てられます。

適用時期

①の改正は平成36(2024)年度から、②の改正は平成31(2019)年度から適用されます。

* 平成30年12月21日に閣議決定された平成31年度税制改正大綱等に基づいています。今後の国会審議等にご留意ください。

* 平成31年分以降の元号につきましては、便宜上、平成を使用するとともに西暦を併記してあります。



I 法人税関係

中小企業の支援

- (1) 中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の延長
- 中小企業者等の法人税率(年800万円以下の所得金額)について、19%を15%に軽減する特例の適用期限が2年間延長されます。

中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の概要

	本則税率		特例の税率
中小法人 (資本金1億円以下の法人)	所得金額が年800万円超	23.2%	—
	所得金額が年800万円以下	19%	15%

適用時期

平成33(2021)年3月31日まで適用期限が延長されます。

- (2) 中小企業投資促進税制の延長
- 中小企業者等が機械装置等の対象設備を取得等した場合に適用できる中小企業投資促進税制が、2年間延長されます。

中小企業投資促進税制の概要

対象設備	・機械装置(1台160万円以上) ・測定工具及び検査工具(1台120万円以上又はその事業年度で1台30万円以上かつ複数合計120万円以上) ・一定のソフトウェア(一の取得価額が70万円以上又はその事業年度の複数合計70万円以上) ・貨物自動車(車両総重量3.5トン以上) ・内航船舶(取得価格の75%が対象)
税制措置	・個人事業主、資本金3000万円以下の中小企業 30%特別償却又は7%税額控除の選択適用 ・資本金3000万円超の中小企業 30%特別償却

(注) 中古品、貸付の用に供する設備は対象外です。

適用時期

平成33(2021)年3月31日まで適用期限が延長されます。

- (3) 中小企業経営強化税制の延長
- 中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受けた一定の中小企業者等が、特定経営力向上設備等を取得し、指定事業の用に供した場合に、即時償却又は税額控除(10%)が適用できる中小企業経営強化税制について、働き方改革に資する設備も適用対象とした上で、適用期限が2年間延長されます。

適用時期

平成33(2021)年3月31日まで適用期限が延長されます。

- (4) 中小企業における災害に対する事前対策のための設備投資に係る税制上の措置
- 中小企業の事業活動に災害が与える影響を踏まえ、事前対策の取組を推進する観点から、中小企業等経営強化法の改正を前提とする事業継続力強化計画(仮称)の認定を受けた一定の中小企業者が防災・減災設備を取得等をした場合に、20%の特別償却ができる措置が講じられます。

災害に対する事前対策の対象設備

機械装置	1台又は1基の取得価額が100万円以上のもの
器具備品	1台又は1基の取得価額が30万円以上のもの
建物附属設備	一の取得価額が60万円以上のもの

適用時期

改正中小企業等経営強化法の施行の日から平成33(2021)年3月31日までの間に特定事業継続力強化設備等の取得等をして、事業の用に供した場合に適用されます。

II 所得税関係

空き家に係る譲渡所得の特別控除の特例の拡充

空き家に係る譲渡所得の特別控除の特例は、相続から3年を経過する年の12月31日までに、被相続人の居住の用に供していた家屋を相続した相続人が、その家屋(一定の耐震基準を満たしたもの)や敷地などを譲渡した場合、譲渡所得から最大3,000万円を控除することができる制度です。

これまでは、老人ホーム等への入所で被相続人の家屋が空き家になった場合、同特例を適用できませんでしたが、改正案では、次の一定の要件を満たせば、相続開始直前において被相続人の居住の用に供されていたものとして適用対象とした上で、その適用期限が平成35(2023)年12月31日まで4年間延長されます。

- ① 被相続人が介護保険法に規定する要介護認定等を受け、かつ、相続開始直前まで老人ホーム等に入所していたこと
- ② 被相続人が老人ホーム等に入所した時から相続開始直前まで、被相続人による一定の使用がなされ、かつ、事業の用、貸付けの用、被相続人以外が居住の用に供していないこと

適用時期

平成31年4月1日以後に行う被相続人居住用家屋又は被相続人居住用家屋の敷地等の譲渡について適用されます。

III 相続税・贈与税関係

非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予の見直し

非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度について、以下の措置が講じられます。

- ① 贈与税の納税猶予における受贈者の年齢要件が18歳以上(現行:20歳以上*)に引き下げられます。
- ② 一定のやむを得ない事情により認定承継会社等が資産保有型会社・資産運用型会社に該当した場合においても、その該当した日から6か月以内にその状態が解消されたときは、納税猶予の取消事由に該当しないものとされます。
- ③ 非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の適用を受ける場合には、贈与税の納税猶予の免除届出の添付資料が不要となる等の手続の簡素化が図られます。

*「民法の一部を改正する法律」が平成30年6月に公布され、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられることに伴い、税制上の年齢要件についても見直されます。

適用時期

①の改正は、平成34(2022)年4月1日以後に贈与により取得する財産に係る贈与税について適用されます。
なお、②、③の適用時期については、現時点(平成31年2月7日現在)では明らかになっておりませんので、今後の動向にご留意ください。

新会員紹介（平成30年12月～平成31年2月入会）

所属支部	法人名	代表者	住 所	業 種
細 谷 戸 祭 支 部	(株)パーソナルエコ	柏 崎 正 信	宇都宮市豊郷台3-3-15	環境計量証明業
	(株)M & M c o . , L t d .	糸 井 守	宇都宮市戸祭元町8-8	専門料理店
	(株)永島写真事務所	永 島 臨	宇都宮市上戸祭町637-28	写真業
	(株)Y T コーポレーション	原 口 洋 介	宇都宮市豊郷台2-36-2	電気通信工事業
	(株)創建築事務所	星 勉	宇都宮市富士見が丘3-23-11	建築工事業
	(株)NHTU	堀 田 典 義	宇都宮市豊郷台2-14-1	自動車整備業
	池田法務事務所	池 田 勝 吉	宇都宮市山本1-21-20	公証人役場、司法書士事務所
	コウシンスタッフサービス	小 林 和 男	宇都宮市宝木町2-810	ビルメンテナンス業
マ ロ ニ エ 支 部	(株)ベレーヌ	林 裕 美	宇都宮市今泉町2996-8-706	エステティック業
	(有)タケザワ	竹 澤 安 輝	宇都宮市川俣町84	土木工事業
	㈱日本ハウス・ホテル&リゾート ホテル東日本宇都宮	相 澤 敬 一	宇都宮市上大曾町492-1	旅館、ホテル
	美容室しんぷる	若 松 典 子	宇都宮市関堀町975-31	美容業
御 幸 平 出 支 部	(株)みさき	篠 崎 則 昭	芳賀郡市貝町市塙2005-3	一般電気工事業
	(株)クレスト	井 上 章	宇都宮市泉が丘2-14-34	冷暖房設備工事業
	(株)T A K E I	武 井 雅 明	宇都宮市御幸本町4633-2	コンビニエンスストア
	ボラハン(株)	宝 力 高	宇都宮市陽東5-11-4 コーポ平出A棟106号	化粧品卸売業
	(株)エステリー	落 合 容 子	宇都宮市平出町3885-3	飲食店
	(株)さとう設備	佐 藤 大 輔	宇都宮市御幸ヶ原町72-26	設備業
	(有)純一硝子	宇 野 太 二	宇都宮市平出町3872-2	大工工事業
	GRant	飯 島 恭 世	宇都宮市御幸ヶ原町205-35	美容業
	ミニストップ 宇都宮大学陽東キャンパス店	仙 波 傑	宇都宮市陽東7-1-36	コンビニエンスストア
駅 東 支 部	(株)A.Tトレーディング	増 田 和 久	宇都宮市東築瀬1-40-8	中古自動車小売業
	(株)サンスタッフ	斉 藤 文 誉	宇都宮市宿郷1-15-6	労働者派遣業
	(株)アグクル	小 泉 泰 英	宇都宮市東築瀬1-40-8	各種食料品小売業
	(有)ケジック	高 山 真 司	宇都宮市平松本町330-2	美容業
	(有)真美	有 坂 隆 一	宇都宮市元今泉7-30-19	歯科技工所
	(有)T S U	綱 川 敬 子	宇都宮市平松町525	不動産賃貸業
	(併)宇都宮東法律事務所	伊 藤 一 星	宇都宮市城東1-3-20	法律事務所
石 井 横 田 支 部	(株)新生	清 水 正 彦	宇都宮市下栗1-26-9	新聞小売業
	(株)シバタ防災通信	柴 田 卓 政	宇都宮市東刑部町623-1	電気通信工事業
	デライズ(株)	小野寺 淳	宇都宮市問屋町3426-57	電気機械器具小売業
	(有)林自動車	林 芙左一	宇都宮市屋板町692-3	自動車一般整備業
	(有)宮防災	北 原 章 弘	宇都宮市石井町3414-141	機械器具設置工事業
	シュヴァー	大 塚 政 道	宇都宮市下栗町2759-2	美容業
	小 崎 貞 男	同 左	宇都宮市石井町2935-2	不動産賃貸業
	A-Classic	安 藤 雅 人	宇都宮市下栗町2909-1 パルテール A202	中古自動車小売業
陽 南 幕 田 支 部	(株)フォーデイズ	福 田 康 成	宇都宮市西川田本町2-11-11	電気機械器具小売業
	B C B G J A P A N (株)	荻 原 文 明	宇都宮市今宮4-10-9	菓子小売業
	(株)エヌソープラス商会	中 田 貴 典	宇都宮市江曾島5-5-1	内装工事業
	(株)C P S	草 野 重 人	宇都宮市緑2-37-5	通信機械器具・同関連機械器具製造業
	岡田設備工業(有)	岡 田 典 子	宇都宮市西川田町933-9	冷暖房設備工事業
	(有)ナベ企画	渡 辺 保	宇都宮市大和3-4-2	土木建築サービス業
	masubuchi (同)	増 渕 昌 幸	宇都宮市宮本町15-5	建築設計業
	みやこ食堂	飯 塚 信 行	宇都宮市江曾島本町23-1	食堂、レストラン
さ く ら 支 部	千蔵工業(株)	中 山 裕 勝	宇都宮市鶴田町2768-5 奥貫ビル203	一般土木建築工事業
	パルエイド(株)	龍 福 直 啓	宇都宮市鶴田町1973-18	老人福祉・介護事業
	(株)コバヤシファーム	小 林 哲 哉	鹿沼市深津1252	野菜作農業
	(株)Earthc	君 島 和 徳	宇都宮市鶴田3-3-7	機械器具設置工事業
	(株)アスカホーム	菅 真 徳	宇都宮市鶴田町2766 マニヤパークハイツ1階	建物売買業
	(株)Create Plus	石 原 幸 恵	宇都宮市桜2-5-25 ポレスターセントラルシティ510	各種商品卸売業

所属支部	法人名	代表者	住 所	業 種
さくら支部	(株)ステラパートナーズ	星 一 明	宇都宮市西一の沢町4-14	経営コンサルタント業
	カイロプラクティックきみどり	横 山 久美子	宇都宮市鶴田町142-6	その他の療術業
	星一明 税理士事務所	星 一 明	宇都宮市西一の沢町4-14	税理士事務所
西原花房支部	(株)トランク	大 塚 幹 夫	宇都宮市花房本町8-3	建築設計業
	(株)アスコンサルティング	巻 嶋 貴 雄	宇都宮市京町11-1 マックスビルディング3F	情報処理サービス業
	(宗)光琳寺	井 上 廣 雄	宇都宮市西原1-4-12	寺院、仏教教会
	セブンイレブン 宇都宮上田原店	須 藤 恭 伸	宇都宮市不動前5-2-11	コンビニエンスストア
清住塙田支部	(株)ぶらんこ	永 井 洋 志	宇都宮市今泉1-2-6	情報処理サービス業
	(有)プチマロクリーン商事	小 栗 俊 二	宇都宮市清住1-3-37	建物サービス業
	堀一司法書士事務所	堀 一	宇都宮市小幡2-3-26	行政書士事務所
馬場宮園支部	(有)受験舎	伊 藤 幹 幸	宇都宮市大通り5-2-8 アサノ大通り第一ビル101	学習塾
中央支部	(株)アドブレイン	鈴 木 健 一	宇都宮市中央5-1-8 KAMAGAWA LIVING 1F	広告業
	(株)アイソケット	今 村 大 助	宇都宮市南大通り2-6-5 メゾン・ド・ユニヴェール1F	不動産管理業
	(株)シモジマ 宇都宮営業所	湯 田 聡	宇都宮市旭2-8-16	各種商品小売業
	フラワーアンドグリーン パレオ	山 崎 由紀子	宇都宮市駅前通り3-9-12	花・植木小売業
北 支 部	(株)ティーエスケー	高 野 祥 吾	宇都宮市野沢町310-3	防水工事業
	(株)福田造園	福 田 隆 治	宇都宮市徳次郎町3107	造園工事業
	パウエン(株)	永 沼 清 一	宇都宮市宝木本町2293-5	給排水・衛生設備工事業
	(株)さい	田 崎 芳 徳	宇都宮市野沢町109-3	訪問介護事業
	(有)ジーティ建装	田 村 隆	宇都宮市野沢町92	塗装工事業
	(有)藤茂登そば店	藤 田 好 正	宇都宮市下金井町514-4	そば・うどん店
	(有)心愛	荒 井 広 美	宇都宮市徳次郎町998-9	訪問介護事業
	坪子製作所	坪 子 清 一	宇都宮市下金井町517-4	自動車部品・附属品製造業
	相 羽 咲 子	同 左	宇都宮市徳次郎町3883-18	飲料小売業(別掲を除く)
清 原 支 部	KRS サーベイ(株)	涌 井 博 之	宇都宮市清原台2-15-13	一般計量証明業
	(株)椎貝建設	椎 貝 斎	宇都宮市竹下町361-3	鉄骨工事業
	(株)TTYコーポレーション	橋 本 能 則	宇都宮市竹下町1100-57	土地賃貸業
	(株)ハコニワ・ファーム	小 島 和 之	真岡市下籠谷2593-1	養鶏業
	(有)吉田葬祭	吉 田 茂	宇都宮市清原台5-34-16	葬儀業
	(同)エムアイ	宮 地 良 宗	宇都宮市鑑山町1821-1	一般土木建築工事業
	(福)晃丘会	田 中 豊 治	宇都宮市竹下町435-344	社会保険・社会福祉・介護事業
城 山 支 部	(株)デジロウ	池 田 公 也	宇都宮市大谷町1174	アプリケーション・サービス・コンテンツ・プロバイダ
	(株)州設計房	大須賀 節 子	宇都宮市大谷町1092-5	建築設計業
	STK コーポレーション(株)	酒 井 信 明	宇都宮市駒生1-10-37	畳製造業
	(株)ロック・ベリー・ファーム	加 藤 司	宇都宮市大谷町51	野菜作農業
	(有)山崎企画設計	山 崎 良 知	宇都宮市駒生2-8-17	建築設計業
	結婚相談所 とちぎピサ	楡 木 久美子	宇都宮市駒生1-1-6 コンセーレ4F	結婚相談業、結婚式場紹介業
	売上製作所	鈴 木 智 英	宇都宮市西の宮2-18-28	広告業
	すずき整骨院	鈴 木 勝 仁	宇都宮市下荒針町3393-26	あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師の施術所
雀 宮 支 部	エナジーテック(株)	鈴 木 一 利	宇都宮市茂原1-1-11	機械器具設置工事業
	社会保険労務士法人 SOUMU	草 村 健一朗	宇都宮市雀の宮5-6-33 メゾン小林103	社会保険労務士事務所
河 内 支 部	(株)バランス	薄 井 正 和	宇都宮市下岡本町2418-12	受託開発ソフトウェア業
	(株)Sロジ	清 水 実	宇都宮市中岡本町4125	利用運送業
	ティーケー防水	高 橋 浩 諭	宇都宮市立伏町948-224	防水工事業
上 三 川 支 部	藤木工業(株)	藤 木 修	河内郡上三川町しらさぎ1-15-1	一般管工事業
	(株)まごころ	阿 部 武 士	河内郡上三川町上蒲生2187	損害保険業
	(株)T&C	鶴 見 孝 敏	河内郡上三川町上郷2417-6	はつり・解体工事業
	研光工業(有)	赤 羽 芳 夫	河内郡上三川町東汗1107	電気機械器具卸売業
	(有)ライテン	濱 野 孝 幸	河内郡上三川町しらさぎ1-7-13	産業廃棄物収集運搬業
	(一社)夕顔家族	宮 崎 哲	河内郡上三川町しらさぎ1-3-5	菓子小売業



庄助

代表／益 子 節 子

□住所：宇都宮市塙田2丁目2-3

□TEL：028-622-3506

□事業種：飲食業

栃木県庁近くの居酒屋です。昭和25年に開店以来、地元の皆様に愛され営業してきました。家庭料理から定番メニューまでお酒に合う料理を提供しており、中に味噌を詰めて干した「柚子味噌」が名物となっております。また、冬季限定のきのこ鍋も人気があります。一人飲みにも仲間との飲み会にもぜひご来店ください。

■営業時間／午後5時～11時

■定休日／日曜・月曜・祝日



株式会社 富久吉

代表取締役／奥 田 吉 男

□住所：宇都宮市江曾島町1046-1（江曾島本通り）

□TEL：028-645-1220 □FAX：028-659-3853

□事業種：飲食業

富久吉は昭和57年4月2日に開店し、平成22年に現在地に移転しまして、お陰様で37年目になりました。宇都宮でおいしい和食料理を楽しんでいただく空間をご用意しておりますので、ご家族でのお食事や会合、宴会、法事、お祝い事などお気軽にご利用ください。

■営業時間／

午前11時30分～午後2時30分（ラストオーダー2時）

午後5時～10時（ラストオーダー9時30分）

■定休日／毎週月曜日

企 業 紹 介



株式会社 釜屋

代表取締役／小 林 孝 一 郎

□住所：宇都宮市中今泉3-11-1

□TEL：028-610-6788(代) □FAX：028-610-4321

□事業種：業務用卸売業

当社は、清掃管理用品・環境美化用品・生活必需品・衛生管理用品・安全作業用品の専門商社です。私たちの目標は「お客様に100%の満足をいただく」ことであり、常日頃お客様の立場に立った人間味あふれる販売、アフターサービスに努めております。

また、昨年の4月で創業70周年を迎えることができました。これもひとえに永年にわたる皆様のご愛顧、ご支援のたまものと感謝いたしております。今後もより一層の経営努力を重ねてまいりますので、何卒倍旧のご支援、お引き立てを賜りますようお願い申し上げます。



株式会社 清水造園

代表取締役／清 水 孝 眞

□住所：宇都宮市下荒針町2678番地1372 □TEL：028-678-2222

□FAX：028-678-2247 □事業種：造園業

明治35年の創業以来、「心やすらぎ庭園作り」の精神のもと、造園業一筋に精進してまいりました。

昭和42年に株式会社となり、造園にかかわる調査・企画・設計・施工・管理を行い、パブリックスペースから個人のお庭まで、さまざまな緑化空間の創出のお手伝いをしております。

私どもは、造園技術の向上のみならず、人々との交流の大切さ、環境への配慮の重要性を感じております。便利さと引き換えに失った情緒、心の豊かさを取り戻すべく、美しい景観の創造、緑豊かな景観づくりに積極的に取り組むとともに、未来の子供たちに自然豊かな環境を残すため、自然環境の保護、回復に向けた活動を人々との交流を通して積極的に推進しております。



栃木小松フォークリフト株式会社

代表取締役／橋 本 仁

□住所：宇都宮市問屋町3172-36 □TEL：028-656-7111
 □FAX：028-657-7111 □URL：http://www.tkf.co.jp/
 □事業種：卸売業（フォークリフト販売・メンテナンス）

弊社は「物流専門サービス商社」として地域のお客様のフォークリフト等を中心とした物流合理化をサポートする会社です。「常に新しい価値を創造し、これを支える人々の幸せをつくる」が私たちの企業理念、物流に関するお客様のお困りごとを私たちの商品や技術やサービスで解決するのが私たちの使命です。創業50周年を迎え、新たにコンプレッサー事業・フロアメンテナンス事業を立ち上げ、引き続きお客様のサポートに努めます。



青木紙業株式会社

代表取締役社長／青 木 一 憲

□住所：鹿沼市流通センター52
 □TEL：0289-76-0671 □FAX：0289-76-1844
 □事業種：紙製品及び農業資材卸売業

弊社は紙製品及び農業資材の卸売を主な事業としております。近年、紙業界や農業社会は環境問題、インターネットの普及、経済のグローバル化など新たな局面を迎えました。このような状況の下に、常にお客様の立場に立って卸売業の機能を発揮し、将来にわたって栃木県の発展の礎となることが私どもの大きな目的です。お客様のニーズに合った幅広い高品質の商品を提供し、皆様に信頼される企業を目指してまいりますので今後とも倍旧のお引き立てを賜りますようお願い申し上げます。

企 業 紹 介



社会福祉法人 正恵会

理事長／岩 崎 長 盛

□住所：宇都宮市宝木本町1768
 □TEL：028-665-0520
 □URL：https://seikeikai.jp □事業種：社会福祉事業

社会福祉法人 正恵会は地域社会の福祉活動に幅広く貢献し地域の皆様に信頼される施設を目指します。

老人ホームやショートステイ、デイサービス、ヘルパーなど様々な介護サービスで、安心・楽しみ・安らぎの場を提供します。

■施設

特別養護老人ホーム宝寿苑、ホームタウンほそや、ホームタウン宝木、地域包括支援センター 細谷・宝木、上河内デイサービスセンター、羽黒レクリエーションセンター、ホームタウン上河内、青い鳥、グッドエイジクラブ宇都宮



有限会社 中村

代表取締役／中 村 明 宏

□住所：宇都宮市中央本町1-12 □TEL・FAX：028-634-3337
 □URL：https://kappounakamura.gorp.jp/
 □事業種：鰻割烹

当店は明治39年の創業で、今年が113年目、私で4代目になります。当店の看板商品であります「うなぎ」は完全養殖が出来ない半天然の魚で、近年「漁獲量」が落ち込み「絶滅危惧種」に指定され、取引価格も跳ね上がり売値が上がってしまいましたが、それでもこれだけの長い期間にわたり営業出来ているのは、多くの皆様に可愛がって頂いているおかげだと、いつも感謝しております。

これからも、皆様に「美味しい鰻」をご提供出来る様に、努力してまいりますので、よろしくお願い致します。

青年部会

第3回税金ウルトラクイズ

一昨年から行われている一般公開事業の税金ウルトラクイズ。税知識のさらなる普及と啓発を目的に、今年も多く的小学生高学年が宇都宮市中心部のオリオンスクエアに集まり、平成31年2月23日(土)に開催されました。

午前11時からのステージイベントは、和太鼓やヒップホップダンス、空手のパフォーマンスなどを行い、観客のみなさんも大いに盛り上がりつつありました。また、小さなお子様にも人気の移動動物園を設置。またモノづくりの観点から、まつぼっくりさん提供のビーズづくりブースには女の子からお母さん達まで集まって絶えずワイワイと賑わい、飲食ブー



ステージイベントの様子



約100名によるウルトラクイズ予選



決勝風景



クイズ後のじゃんけん大会

を深め、対処&コントロールするコツやノウハウを身に付けることで、仕事をスムーズ且つ円滑に進めることが出来るようにするため講演いただきました。また、今回も青

毎年、各支部と連携しながら租税教室活動に取り組んでいます。今年度は10月19日の清原南小学校を皮切りに2月4日の篠井小学校までの計8校を伊原部会長はじめ青年部会メンバーにて担当させていただきました。



子供達も一億円には興味津々

経営者育成セミナー

今回は講師としてコミュニケーション・マナー・接遇講師の松井かおり氏をお招きし、アンガーマネージメントをベースにした、怒りの感情やネガティブ感情について学び、仕事の場面で特に問題やトラブルの原因となる「怒り」の感情と、それを生み出すネガティブな感情について分析し、理解を深め、対処&コントロールするコツやノウハウを身に付けることで、仕事をスムーズ且つ円滑に進めることが出来るようにするため講演いただきました。また、今回も青

デイズニーペアチケットを差し上げ、大きな拍手が巻き起こりました。今回は3回目ということもあり、段々形として円熟してきた感はありません。スタッフであるメンバーの対応もスムーズに出来ていて、非常に完成度の高い且つ納税の大切さや意味を発信できた有意義な事業が出来たと思います。最後に親会や女性部会、事務局をはじめとするご協力いただきました皆様、ありがとうございます。

租税教室

年部会メンバーだけでなく宇都宮法人会会員の皆様にも聞いてもらえるような設営にし、多くの会員の皆様にご参加いただきました。



講師の松井かおり氏

女性部会

新年税務研修会 開催

平成31年1月24日(木)、宇都宮グランドホテルに於いて出席総数43名にて開催。

鈴木幸子部会長による新年の挨拶後、早速税務研修会に移りました。講師は宇都宮税務署署長の栗原茂雄様で「税務雑話」と題し、日本相撲協会の概要にはじまり相撲部屋創設条件・年寄株の豆知識また力士の月額給与や給金並びに、優勝賞金や懸賞金等、力士が受け取るお金と税金についての興味深い貴重な話を伺うことができました。

第二部の祝宴では、多くのご来賓の皆様からご祝辞を頂戴し開宴。会員による華やかな「春の舞」や歌の競演等を楽しみ会話も弾む中、全員で「花は咲く」の大合唱を最後に税務研修会は閉会となりました。

(研修副委員長
小室由起)



「税に関する 絵はがきコンクール」審査会

受賞者
作品

絵はがき
コンクール

金賞



宇都宮市立 城東小学校
菊池 春花 さん

宇都宮法人会長賞



宇都宮市立 上戸祭小学校
田村 有菜 さん

女性部会長賞



宇都宮市立 細谷小学校
保坂美空里 さん

宇都宮税務署長賞



宇都宮市立 細谷小学校
塩野 優 さん



銅賞

宇都宮市立西小学校
青木 静香 さん
宇都宮市立細谷小学校
室谷 菜月 さん

宇都宮市立豊郷北小学校
金井 万純 さん
宇都宮市立宝木小学校
若松 咲希 さん

宇都宮市立城東小学校
辰野 乃朱 さん

銀賞

宇都宮市立細谷小学校
阿部 碧紗 さん
宇都宮市立上戸祭小学校
茶蘭 麻央 さん

宇都宮市立細谷小学校
石川 桃寧 さん

法被(はっぴ)作製会

平成31年2月4日(月)、第8回となる審査会を開催。今年も租税教室に女性部会員も同行し多数の応募をお願いしました。

15校674名の応募作品を審査委員に栃木県立美術館特別研究員橋本真司様を迎え、宇都宮税務署長・関係方々で評価表をもとに税についての理解度・描写力等総合判断算定方式で選出しました。「昨年よりクツキリ・ハッキリとした色使いで、シンブルで6年生らしいインパクトのある作品が多い」との皆様の評価でした。

「金賞」受賞作品は県法連に提出しました。入賞者には、表彰状と副賞を、応募者全員には参加賞を贈呈致しました。

(研修委員長 中村 和子)

イベント参加の際、これまでは、栃木県法人会連合会の赤色の法被を使用していました。宇都宮法人会でもオリジナルの法被があった方が、参加者の士気が上がるのではないかと、意見もあり、既存のジャンパーと同系色の黄緑色の生地で女性部会会員の協力で作製。法被の作製は初めてでしたが、毎年行っている介護用品作製の成果もあり、お陰様で42枚を1日で無事完成させることができました。



女性のための医療健康セミナー開催



2月7日(木)、栃木県護国会館に於いて、ティールベック(株)特別認定講師の木村久美様による

①乳がんの医療格差と治療法の多様化
②女性のヘルスケア支援を考えよう
と題し、乳がんの実態と様々な治療法をお話しいただきました。90%は自分で発見することから、乳房触診モデルを使い癌を探しあてました。乳がん健診や自己検診で早期に発見する事により、治療法も乳房温存法等新しい手術法が出てきています。

癌といえども治る時代です。医療情報の大切さとセカンドオピニオンの大切さを学んだ研修会となりました。

(厚生委員長 小杉恵子)

関東信越法人会連絡協議会 「女性部会連絡協議会発会式」参加

3月1日(金)、ホテルプリランテ武蔵野に於いて、設立総会が挙行され、鈴木幸子部会長の開会の辞で始まり、会則選定・役員選任が行われました。鈴木部会長、小杉・中村両副部会長の3名が出席しました。

今後、埼玉・茨城・栃木・群馬・長野・新潟の6県持ち回りでの研修会開催となり、厚生労働省「女性活躍推進法」に一役買った発会式でした。

(副部会長 小杉恵子)

第3回税金ウルトラクイズ

平成31年2月23日(土)、オリオンスクエアに於いて3回目となる青年部会主催の税金ウルトラクイズに協力参加。天候にも恵まれ、多くの方々に周知の活動をしました。

公益社団法人 宇都宮法人会 社会貢献活動委員会

社会貢献事業

福祉施設へ備品寄贈

社会貢献活動委員会は、10月17日に宇都宮カンツリークラブで開催した「チャリティゴルフ大会」及び11月3日にまちかど広場で宇都宮ロータリークラブと共催で開催した「宇都宮・気仙沼さんまフェスタ」の浄財をもとに、宇都宮市内の福祉施設3カ所へそれぞれ備品を寄贈した。

寄贈日 平成31年3月5日



■社会福祉法人
晃丘会
就労継続支援B型
事業所ひばり
・卓上ショーケース
CARIC447
1個



■特定非営利活動法人
ひまわり
・シーラー 2台
・折りたたみ椅子
6台



■特定非営利活動法人
みどり
・プチライン
(ロックミシン)
1台

女性部会 社会貢献活動委員会

社会貢献事業

介護用品作成20年の綴り

3月12日国立病院機構宇都宮病院から継続20年にわたり贈り続けた介護用品に対して感謝状を戴きました。平成11年に3名の会員が、病院の職員の方々が夜なべをして、介護に必要な小物を作っている事を知り「私達に出来ることはないか」と始めた最初の作品は、アスナルベルトでした。以後、各種クッション・車椅子用カバー・枕・各種カバー・食食用エプロン・小物等々耐久性、色落ち防止、肌触りを考えての生地選び・裁断・ミシン掛け・後始末と苦労の連続でした。参加会員数延663名、作品数約770点を20年間

作り届けました。平成最後の年に感謝状を戴き女性部会の誇りとなりました。今後も、社会貢献事業の一つとして、永き継続を願って会員相互の協力と和を大切に、相手を思い喜ばれる物作りをして参ります。

平成21年社会貢献活動委員会発足

ブーメラン型クッション 12個
ベッド用カバー 10枚



税の百人一首 優秀作品

税の百人一首の短歌をご紹介します。

小学生の部 税務署長賞

税金はみんなの夢がつまってる

むだづかいせずゆたかなくらし

宇都宮市立横川東小学校 五年四組 小川 陽向

小学生の部 佳作

おかし買い払うお金に税金も

これでぼくも社会の一員

宇都宮市立昭和小学校 六年一組 川谷 綾

中学生の部 国税モニター会長賞

税金は国民のため最適な

暮らしを支える笑顔のキップ

宇都宮市立陽東中学校 三年七組 藤本 結子

中学生の部 税務署長賞

助け合い税でつなげる国の未来

笑顔の花が咲きほこる

宇都宮短期大学附属中学校 一年一組 鉢村 彩羽

高校生の部 優秀賞

税制を学んで思う私たち

社会を支える力になろう

宇都宮短期大学附属高等学校 二年二十三組 吉田 陸斗

高校生の部 租税教育推進協議会長賞

租調庸昔も今も続いている

納税の義務絶やさぬ笑顔

栃木県立宇都宮白楊高等学校 三年一組 村上 花菜

社会人の部 最優秀賞

増税の話に孫も加はりて

税のしくみを説くは頼もし

宇都宮市 武藤 幸子

2019年度 国税専門官採用試験要項

受験資格

- 1989(平成元)年4月2日～1998(平成10)年4月1日生まれの人
- 1998(平成10)年4月2日以降生まれのもので次に掲げる者
 - (1)大学を卒業した者及び2020年3月までに大学を卒業する見込みの者
 - (2)人事院が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者

試験の程度

大学卒業程度

申込み方法等

- ★原則…インターネット申込み
- 次のアドレスへアクセスし、説明に従って入力
http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html
 - 受付期間 平成31(2019)年3月29日(金)午前9時～4月10日(木)(受信有効)
 - ★インターネット申込みができない場合…郵送又は持参
 - 提出先 希望する第1次試験地に対応する国税局又は沖縄国税事務所
 - 受付期間 平成31(2019)年3月29日(金)～4月1日(月)(4月1日(月)までの通信日付印有効)

試験日

- 第1次試験日 平成31(2019)年6月9日(日)
第2次試験日 平成31(2019)年7月11日(木)～7月19日(金)のいずれか、第1次試験合格通知書で指定する日時

試験地

- 第1次試験地 高崎市、さいたま市、新潟市、松本市ほか
第2次試験地 さいたま市ほか

合格者発表日

- 第1次試験合格者 平成31(2019)年7月2日(火)午前9時
最終合格者 平成31(2019)年8月20日(火)午前9時

●インターネット申込みに関する問合せ

〈人事院人材局試験課〉 TEL：03-3581-5311 内線2332
午前9時から午後5時(土・日曜日及び祝日等の休日は除く。)

●上記以外の問合せ

〈関東信越国税局人事第二課試験係〉 TEL：048-600-3111 内線2097
午前9時から午後5時(土・日曜日及び祝日等の休日は除く。)

広報誌

「宮MIYABITOびと」

有料広告
掲載の
ご案内

年4回
4月、7月、
10月、1月
発行

■料金表

裏表紙

- A4版 ●2段……… 30,000 円
●1段……… 20,000 円

中 面

- A4版 ●1段……… 10,000 円
●1/2段……… 5,000 円

広告の申込・お問い合わせは



公益社団法人 宇都宮法人会

TEL 028-648-9466 FAX 028-648-9468

平成31年度「協会けんぽ」の保険料率のお知らせ

中小企業等で働く方やそのご家族が加入している健康保険「協会けんぽ栃木支部」の31年度の健康保険料率は据え置きです。また、介護保険料率は現在の1.57%から1.73%へ引き上げとなります。変更時期は平成31年4月納付分からとなります。

◎詳しい内容は

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/> でご確認ください。

協会けんぽ栃木支部 TEL 028-616-1692

税理士会

所得拡大促進税制とは

人手不足が深刻化する昨今、賃上げや人的投資（新たなスキル獲得のための研修や社員の学び直し等）等に取り組み中小企業に対して、より裾野広く、かつ、強力に支援すべく、賃上げ促進を図る税制として、従来の所得拡大促進税制が拡充されました。今回はその概要をみていきたいと思います。

1 中小企業向け

所得拡大促進税制の概要

所得拡大促進税制は、青色申告書を提出している中小企業者等が、一定の要件を満たした上で、前年度より給与等の支給額を増加させた場合、その増加額の一部を法人税から税額控除できる制度です。なお、中小企業者等とは資本金又は出資金が1億円以下の法人で、その発行済株式や出資の一定割合（1つの法人により50%又は複数の法人合計で3分の2）以上を大規模法人（資本金1億円超の法人等）に所有されていない法人などをいいます。

2 制度の詳細

(1) 通常の場合

次の要件のすべてを満たす場合には、給与総額（役員報酬を除く）の前年度からの増加額の15%を税額控

除することができます。（ただし、法人税額の20%を限度とします）

- 給与総額（役員報酬を除く）が前年度より増加していること
- 継続雇用者給与等支給額（*）が前年度に比べ1・5%以上増加していること

（*）継続雇用者給与等支給額：継続雇用者（前事業年度から適用年度末日までのすべての月分の給与の支給を受けた者のうち一定のもの）に対する適用年度の給与等の支給額

「継続雇用者給与等支給額」とは前述のとおり継続雇用者に対する給与等の支給額ですが、「継続雇用者」とは次の要件をすべて満たす者を指します。

- 前事業年度及び適用年度の全ての月分の給与等の支給を受けた国内雇用者（*）である
- 前事業年度及び適用年度の全ての期間において雇用保険の一般被保険者である
- 前事業年度及び適用年度の全て又は一部の期間において高齢者雇用安定法に定める継続雇用制度の対象となっていない

（*）国内雇用者：法人の使用人のうちその法人の国内に所在する事業所につき作成された賃金台帳に記載された者。（パート、アルバイト、日雇い労働者も含み、役員や役員と特殊関係者は除きます）

継続雇用者に該当しない者は例えば次のような人になります。

- 前事業年度又は適用年度の途中で採用された者や退職した者
- 前事業年度又は適用年度の全てまたは一部の期間において産休や育

休により休職している者（産休・育休中に給与等の支給がない場合）

- 前事業年度又は適用年度の全てまたは一部の期間においてパート、アルバイト、時短勤務等により、雇用保険の一般被保険者でなかった者

(2) 上乗せ措置

次の要件のすべてを満たす場合には、給与総額（役員報酬を除く）の前年度からの増加額の25%を税額控除することができます。（ただし、法人税額の20%を限度とします）

- 給与総額（役員報酬を除く）が前年度より増加していること
- 継続雇用者給与等支給額が前年度に比べ2・5%以上増加していること
- 「教育訓練費が前年度比で10%以上増加していること」又は「適用年度終了日までに中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認定を受けており、経営力向上計画に基づき経営力向上が確実に行われたことにつき証明がなされていること」

① 教育訓練費が前年度比で10%以上増加していることについて

〈教育訓練費の対象者〉

法人のその事業に係る国内雇用者で次の者は対象外となります。

- 法人の役員
- 使用人兼務役員
- 法人の役員と親族である等、特殊関係のある者
- 内定者等の入社予定者

〈対象となる教育訓練費の範囲〉

- 外部から講師又は指導員を招聘し、講義・指導等の教育訓練等を自ら

行う費用

- 外部講師等に対して支払う報酬等
- 次のような費用は教育訓練費の対象となりません

- 法人がその使用人又は役員に支払う教育訓練中の人件費、報酬等
- 教育訓練等に関連する旅費、交通費、食費、宿泊費等
- 教育訓練の直接費用でない大学等への寄付金等

② 経営力向上計画とは

経営力向上計画とは、中小企業等経営強化法に基づき、事業者が、コスト管理等のマネジメントの向上や設備投資など、自社の経営力を向上するため実施する計画です。この計画申請はそれぞれの事業を管轄する省庁に提出します。また、この計画申請においては、経営革新等支援機関（認定を受けた税理士や弁護士等）のサポートを受けることができます。

3 留意点

税額控除額は「国内雇用者」の給与等支給額の前年度からの増加額をもとに算定しますが、税制適用の要件の判断にあたっては、「継続雇用者」の給与等支給総額が前事業年度比で1・5%以上（上乗せ措置の場合は2・5%以上）増加しているかを確認します。

4 適用年度

本制度は平成30年4月1日～平成33年3月31日までに開始される事業年度が対象となります。

（文責 関東信越税理士会

宇都宮支部 河内太邦

参考文献 中小企業庁HP

医師が語る健康のお話

高齢者の医療



Yoichi Houzumi

ほうずみ・よいち

日光市生まれ、宇都宮高校、北海道大学医学部卒業、昭和54年宇都宮市で開業、宇都宮市医師会役員を経て、宇都宮市医師会長、栃木県医師会長、日本医師会副会長を歴任

医師 宝住 与一

私も後期高齢者の仲間入りをしてから数年が経ちまして、体の諸所かしこで故障が起こっております。風邪をひいても咳をしても、二日酔いになっても大変つらく感じるようになり、他の人より人一倍丈夫だと思っていたので大変ショックです。近頃は、体が丈夫だと思っている人でも、高齢者は皆同じだなどこの頃は思っております。

どんなに丈夫だと思っていた人でも、90才から100才位で皆亡くなっています。また、弱いと思っただ人でも医療の進歩のお陰で手当てをしていけば90才位まで生きている。私の知人の一人で私と同年齢で私から見れば「ヨボヨボ」だと思っている人でも、心電図を取ると全く問題ないと出てきますが、私の心電図

は、一部異常があるのか問題なしではなくて、自覚症状があれば「精査」と出てきます。

だから後期高齢者になると風邪をひいても咳でも若い頃と違って大変体にこたえるので、何時死んでもおかしくない年齢になったなと思っております。

私が「ヨボヨボ」と思っている人でも私より長生きするかもしれません。どちらが長生きするかは分かりませんが、確率で見れば五分五分だと思っております。

という訳で、私の大学の寮で一緒だった仲間の集まりで、皆病氣予防のため、どうするこうすると言っていたので、私が「後期高齢者は我慢しないことだ。具合が悪くなったらすぐ救急車を呼んで、早く医療機関にかかることだ。」と言った

ら皆、納得していました。

我々の世代は我慢が美德と教育された時代だったので大変だと思います。例えば、熱中症等は周りに人がいなかったら手当てが遅れる為、殆ど亡くなると思います。又、心臓病、脳血管障害の手当ては、早ければ早いほど良いですし、特に心臓病は症状が出た時は早ければ早い程、もとの近い状態にまで回復すると思います。

巷間言われている健康法は若い頃ならともかく、後期高齢者になってからでは殆ど無意味と思います。私は何もしないのが、一番の健康法だと思っております。



会員の声

平成の時代が終わる。 感謝。

この時代に生きている日本国民のすべての方に思い思いの平成があり、生き様があり、喜怒哀楽があり、ひとつにまとめることはできませんが、私自身に思いをさせて総括をしてみたい、省みたい、そんな思いで筆を執ることにいたしました。

先ごろ、「コーヒーが冷めないうちに」というタイトルの小説が100万部のベストセラーになり、また映画化にもなりましたので、ご存知の方も多いと思います。

この小説のストーリーは、4つのモチーフがテーマです。そして最後に必ずア・リ・ガ・トの言葉で締めくくります。もしあなたが、過去のある瞬間にもどれるとしたら、どこで、だと、何を話し、何を变えたいですか、平成の30年間のいつに帰るとしたら、それはどこですか？あの瞬間ですか？

私もし戻れるとすれば、平成2年9月21日になります。すべてがここから劇的にひっくり返りました。当社小牧工業の社長であり父が、急逝した日であります。山

から滑落でしたので、一瞬の出来事でした。それから1週間は、まさに怒涛の修羅場となり、告別式まででんやわんやでありました。

即日当社の代表取締役役に就任、以後今日まで29年間社長業に邁進しております。この間に、世界ではNY9・11、日本では3・11東日本大震災、阪神淡路大震災、世界的温暖化による自然災害などは、枚挙にいとまがないほど発生し、多くの人命が奪われ、家を破壊され生活基盤が破壊され、特に福島原発爆発事故では、原子力発電の安全神話が崩壊しつつ終わるとも知らない処理作業が続いております。このすべての出来事にたしかに1日前がありました。その1日前に戻れたら、1時間前に戻れたら、もしももしもきつとだれもがあの日あの瞬間に話せたら、一緒にいられたら、もしもと思う瞬間があると思います。

間もなく平成が終わります。あなたにとってあの日をいつでしたか？

もう一度思い出しませんか？この平成の時代を心に刻むためにも、あなたの愛した時代に、共に生きた人たちのためにも。そしてこの平成にア・リ・ガ・トを言うために。感謝

陽南幕田支部
副支部長 小牧伸敏

2019年度 研修事業実施予定

※本部事業のみ掲載（開催月、内容は変更になることがあります）

開催月日	事業名	内容
4月	9日 人材育成研修	新入社員・若手社員ビジネスマナー研修
	10日 人材育成研修	新入社員・若手社員ビジネスマナー研修
	18日 労務管理研修	社会保険・労働保険の仕組みと実務対策
	25日 全法連女性部会	法人会全国女性フォーラム富山大会
5月		税務研修会 宗教法人税法説明会
	19日 フェスタmy宇都宮ブース出店	税の啓発、e-tax普及PR他
	9日 決算期別法人説明会	会社の決算、申告の留意点／改正税法、消費税、印紙税他（宇都宮税務署法人課税部門担当官）
6月	10日 インターネット活用セミナー	
	4日 新設法人説明会	会社の誕生と税金／改正税法、源泉所得税、印紙税他（宇都宮税務署法人課税部門担当官）
	11日 第8回通常総会	会場／東武ホテルグランデ
7月	26日 経理実務研修会	初級経理実務／一日でわかる経理の基本と実務
	30日 とちぎ未来づくり財団との協賛事業	●松竹大歌舞伎
		中小企業会計啓発・普及セミナー ●会計、資金、経営計画の基礎 ●管理会計の構築・活用について
8月		決算期別法人説明会 会社の決算、申告の留意点／改正税法、消費税、印紙税他（宇都宮税務署法人課税部門担当官）
		パソコンセミナー
		本部・支部・部会合同懇談会 宇都宮税務署長講話
9月	5日 時局講演会	講師未定
通年	インターネットセミナー	一般経営、法律、労務、人材育成、健康、政治経済、著名人他セミナー数450講座

開催月日	事業名	内容
10月	3日 法人会全国大会	法人会全国大会三重大会
		新設法人説明会 会社の誕生と税金／改正税法、源泉所得税、印紙税他（宇都宮税務署法人課税部門担当官）
		人材育成研修 仕事力がすぐに身につくセミナー／営業力パワーアップ研修
11月		決算期別法人説明会 会社の決算、申告の留意点／改正税法、消費税、印紙税他（宇都宮税務署法人課税部門担当官）
	8日 全法連青年部会	法人会全国青年の集い大分大会
		年末調整説明会 源泉所得税年末調整事務手続き（宇都宮税務署法人課税部門担当官）
		法人税実務セミナー
12月	12日 秋季講演会	講師未定
	20日 国税局幹部講演会	関東信越国税局幹部
		労務管理セミナー
1月		新年賀詞交歓会
		税の百人一首表彰式 宇都宮税務行政協力会主催 応募作品／小・中学校、社会人
2月		新設法人説明会 会社の誕生と税金／改正税法、源泉所得税、印紙税他（宇都宮税務署法人課税部門担当官）
		役員県外視察研修 県外法人会との交流会（組織、研修、社会貢献他）
		人材育成研修 管理者・経営者の能力開発研修
3月		労務管理・法律セミナー
		決算期別法人説明会 会社の決算、申告の留意点／改正税法、消費税、印紙税他（宇都宮税務署法人課税部門担当官）
随時		とちぎ未来づくり財団・うつのみや文化創造財団主催事業等 会員優待チケット販売